

宋代における懺法の実修

——北宋期初頭の懺法を中心として——

加藤正賢

一 問題の所在

懺法は、自らが違反した罪過を懺悔する法会である。自らの過去の罪過を悔いて、種々の經典に基づき作成された懺法を実修することにより、罪障から救済され清浄の身となり、修行を続行する。これが本来の目的である。その一方で、懺法を実修し、治病・延寿・除災を願う、または招福除災を被る現世利益の一面も中国仏教界ではとり行われてきた。

先学の研究においても、中国仏教界では、懺法実修が招福除災の一面を持つと述べられてきているが、その多くは、各懺法の成立・意義が中心であり、中国の時代ごとの特徴については明らかにされていない。本稿では、北宋期（九六〇～一二二七）の懺法実修を考察するにあたり、贊寧（九一九～一〇〇二）が撰述した『宋高僧伝』、『大宋僧史略』を基に、北宋期初頭を中心に、懺法は、どのように実修され、またいかなる特徴があったのか、僧俗との関係も含め考察していく。

印度學佛教學研究第五十九卷第二号 平成二十三年三月

二 北宋期初頭の懺法

まず、北宋以前の十世紀の懺法をみると、『宋高僧伝』「後唐天台山福田寺從礼伝」の項に、

上座は雨を要めもって枯悴を滋らさんとすと。夜に至って雲起こり雨霏り、…〔中略〕…兩浙の武肅王錢氏、これを聞き、召して州府に入り、金光明道場を建つ。²⁾

とあり、十世紀初頭、從礼（八五六～九二五）は祈雨を実修し、呉越国武肅王錢鏐（八五二～九三二）から帰依を受け、金光明懺法を実修している。そして、『宋高僧伝』「宋錢塘永明寺延寿伝」には、

漢南国王錢氏、最も欽尚するところ、寿を請いて方等懺³⁾を行ひ、物類を贖ないて放生す。

とあり、十世紀後半に、延寿（九〇四～九七五）は、呉越国錢弘俶（九二九～九八八）から帰依を受け、方等懺法を実修している。共に、国家に関わる懺法である。国家から信認を受け、

懺法を実修する記載は、梁代以降、散見することができる。

では、北宋期初頭の懺法についてみると、『宋高僧伝』「宋西京天宮寺義莊伝」の項に、

建隆の初、左散騎常侍申公奏して紫衣を賜う。稟学の僧尼三十余員、莊の性は敦勤にして、進講のほか(4)に競々として五十年の間、二時礼懺す。老に至るも替らず。

とある。建隆年間初頭（九六〇年代）に、義莊（九〇一―九七八）が散騎常侍申公から紫衣を賜り、凡そ五十年間、礼懺（懺法）を実修している。則ち、国家からの信託を受けている。このような国家社会との僧俗の關係は、北宋期以前の梁・隋・唐代においても散見できる。しかし、北宋期初頭の、懺法の実情について、同じく『宋高僧伝』「宋東京開宝寺師律伝」の項には、

行持は漸々薄きをもつておや。内衆は福を修め、かの持門に就き、先哲は愆を息め、その懺法を行うのみ。それ理懺を修むるや、慮を淡くし、心を觀、心の生ずる所なく、生の住する所なし。(5)この時に当りて、順違無相なるは、則ち、罪を滅し福生ずるの地なり。もし事懺を行わば、心は勝境に憑り、境は心を引ききて増し、念々相資けて綿々として断ぜず。(6)…〔中略〕…淮より以南の民間はただ、梁武の懺を礼し、もつて仏事となすのみ。あるいは数僧唱誦し、歌讚あい高し。これを禮懺法というなり。それ江表に水懺法を行う者あり。その濫費過度の愆を悔ゆるは、この人の偽造にして真の法にはあらざればなり。(7)

とある。傍線部 a では、本来の懺法の意義が薄れ、懺法を実修するにあたり、招福除災を修するのみであるとし、ものありのままの姿を觀じ懺悔する「理懺」が実践されていないとし、傍線部 b では、仏前に向い己の罪を告白し懺悔する作法懺悔「事懺」の意義を述べるも、傍線部 c において、淮河以南の者は、懺法を仏事としてただ行ずるのみであるとし、過度な費用を用いるとしている。以上、「宋東京開寶寺師律傳」の一説から考察するに、北宋期初頭の懺法は、「理懺・事懺」が実践されず儀礼化しているとされ、かつ懺法を実修する記載において、批判的な見解を述べる一説は、梁・隋・唐代には見受けられない。(7)

三 北宋期初頭の僧侶と懺法

では、次に懺法を実修する僧侶の側面についてみていきたい。『大宋僧史略』「受齋懺法」の項に、北宋期初頭の僧侶の実状が述べられている。

近ごろ聞くならく、西江の商客が、願を賽し齋を営めり。まず文疏を数僧に示したるに、よく読む者なし。商客に驅るる。(8)一になんぞ笑うべきか。後生これを聞かば、まさに寅夜に攻学すべし。一には則ち、虚しく施しを受けざれ。一には則ち、群僧を覆庇せん。一には則ち、名を四方に揚げんなり。(8)

傍線部 d は、商客が、招福除災を祈願するために、齋会を催

し、表白文を僧侶達に示したが正確に読誦できず、僧侶は商客を追い返したとある。この一説は、僧俗との関係を持つ一例であり、「願を賽し」は、賽日の祓いの行事を意味し、民衆が、僧侶に招福除災を願う関わりを意味している。また、上述の『宋高僧伝』『宋東京開宝寺師律伝』の項に、

仏の世に出で、経は時に訳さるるも、大要は果因あり。推す所は罪福に帰す。…〔中略〕…慧嚴は泥洹経を重訳し、これが品目を加うるがごとし。忽ち夢みらく。神人怒責して声色頗ぶる厲し。曰く、涅槃尊経、なんぞあえて輒爾に軽々しく斟酌を加うるぞと。これにて知りぬ。興福は罪を避くるにしかずと。この言允なり。今は則ち課勸を勤めず、増修をこととする希なり。

とある。傍線部 e では、中国にて訳出された經典に対して、經典における功德を、中国仏教界は、因果から生ずる罪福と捉えている。そして、傍線部 f では、北宋期初頭の僧侶は、法会の意義・目的を理解し実修する者が希であると批判している。以上をまとめると、北宋期初頭の仏教は、懺法実修において、梁・隋・唐代にみられる、招福除災を願う現実主義の傾向はあるものの、懺悔の実践業として実修されず、罪福を求めめる儀礼に傾斜している。そして、法会の意義・目的を理解しおらず、日常の修行実践を怠っていると考えられる。では、なぜこのような状況に陥ったのであろうか。

宋代における懺法の実修（加藤）

四 北宋期初頭の国家社会と仏教

北宋期初頭の国家社会における仏教政策について、『仏祖統紀』『法運通塞志第十七之十』の項に、

古より人君にして沙門の徳を重ざるものは、必ずその位を尊びその称を異して、僧録僧統法師国師という。入対するに臣と称せず、殿に登り高座を賜う。かくのごとくしてその宜しきを得となす。封官加爵して卿と称し公と称するときに至っては、朝端に混濫して軽々しく物の論を招き、上は尊僧の礼を失い、下は失節の譏りを貽す。

とある。これは、雍熙二年（九八五）の記載であり、当時の僧侶の実状を、北宋初頭期の僧侶は、宮中に出向き国家から追号を目的とし、そして、国家（皇帝）や上位の近臣に対し希薄な発言をすると述べている。上述の国家からの追号について注目するならば、『大宋僧史略』『賜師号』の項に、

今、大宋はただ師号紫衣を行いて、大徳の号は僧録司の簡署を許すのみ。これより先、開宝より太平興国四年に至る以前に、四海の僧の殿庭に入り、乞いて三学を比試すれば、開封府功德使に下し、僧を差わして経律論の義を証し、十条に全通すれば紫衣号を賜い、手表の僧となすを許せり。

とある。太宗の治世（九七六―九九七）に紫衣・師号を賜る場合、太平興国四年（九七九）以後、僧侶本人からの申請を禁止し、僧録司からの推挙が制度化している。上述の『宋高僧

伝』「宋西京天宮寺義莊伝」に、義莊は、「建隆の初、左散騎常侍申公奏して紫衣を賜う。」とある。建隆年間は、太宗の兄、北宋初代皇帝、趙匡胤の治世（九六〇～九七六）であるが、「奏して紫衣を賜う。」という上奏を促した申公は、君主の側近として計略・進言する散騎常侍という高位の位階から推測して、既に、建隆年間から紫衣（師号）を賜る場合、役人からの推薦を必要としたのではなからうか。勿論、義莊の一説においては、推測の域であるが、「賜師号」の項をふまえると、北宋期初頭の僧侶は、高位を得るとするならば、支配者層（国家・役人）に頼らなければならぬ関係が生じたと言える。⁽¹²⁾つまり、国家政策により、国家・役人が仏教集団を支配する関係が生まれ、支配者層に従属する仏教は、俗権から招福除災を求められ、懺法（法会）はさらに、隋・唐代以上に現世利益の儀礼に陥ったのではなからうか。

五 結語

懺法は、梁・隋代以降、盛んに実修され、治病・延寿・除災を願う招福除災の儀礼として存在している。北宋代初頭においても、招福除災の儀礼として存在しているが、本来の懺法の意義を失ったと批判されている。これは、「賜師号」の一説からわかるように、国家の仏教政策により、支配者層に頼らざるをえない関係、国家（役人）が仏教集団を支配する

関係により、本来の懺法（法会）の意義（種々の經典に基づき罪障から救済し、清浄の身となり修行続行すること、単なる現世利益を目的としての実修ではない）を失い、より儀礼化に傾斜していったことを示すのではなからうか。

- 1 先学の研究として、塩入良道『中国仏教における懺法の成立』（大正大学天台学研究室 二〇〇七年）、大野栄人「第二章 天台智顛の禪法と観法の形成 第一節 中国における方等懺法の実修とその意義」（『天台止観成立史の研究』法蔵館 一九九四年）等があげられる。

- 2 『宋高僧伝』卷十六（『大正蔵』五〇卷八〇九下～八一〇上）。
- 3 『宋高僧伝』卷二十八（『大正蔵』五〇卷八八七中）。
- 4 『宋高僧伝』卷二十八（『大正蔵』五〇卷八八七中）。
- 5 『宋高僧伝』卷二十八（『大正蔵』五〇卷八八七下～八八八中）。
- 6 『宋高僧伝』卷二十八（『大正蔵』五〇卷八八八中）。
- 7 拙稿「懺法における宗教的倫理と儀礼」（『日本佛教学会年報』第七十四号 二〇〇九年）二十七～四十七頁。
- 8 『大宋僧史略』卷上（『大正蔵』五十四卷二三八下）。
- 9 『宋高僧伝』卷二十八（『大正蔵』五〇卷八八八中）。
- 10 『仏祖統紀』卷四十三（『大正蔵』四十九卷三九九下）。
- 11 『大宋僧史略』卷下（『大正蔵』五十四卷二四九中）。
- 12 北宋期初頭の国家による仏教政策は、鎌田茂雄「第四部 実践と浸透 宋・元以後の仏教」（『中国仏教史』岩波書店 一九七八年）二七八～二八八頁、高雄義堅『宋代仏教史の研究』（百華苑 一九七五年）三十四～七十四頁、を参考とした。

〈キーワード〉 北宋、懺法、贊寧、『宋高僧伝』、『大宋僧史略』

（愛知学院大学大学院研究員）